

水俣市監査委員公告第8号

令和7年度財政援助団体等に対する監査の結果に対して講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和8年9月24日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

令和7年度 財政援助団体監査結果に対して講じた措置状況

課・室名等	報告年月日	監査結果	監査結果に対して講じた措置等
スポーツ推進課	令和8年3月27日	【財政援助元】 (1) 勧告事項 無し	
		(2) 指摘事項 精算報告書に誤りがあった。確認不十分。このため、市の決算書の計数も間違っている。	今後はこのようなことがないよう、複数で確認を行っていきます。
水俣市スポーツ協会		【財政援助先】 (1) 勧告事項 無し	
		(2) 指摘事項 ア 加盟団体運営費補助金を現金払いで支出してあるが領収書がないものがあった。(1件)	領収書は徴収していましたが、添付できていませんでした。今後、このようなことがないよう気をつけます。
		イ 決算書において、補助金収入額が概算払額の数値となっており、補助金額確定額と相違していた。また、計数誤りがあったため、補助金の精算額が間違っていた。 (市の決算書備考欄も誤り)	今後はこのようなことがないよう、複数で確認を行っていきます。
		ウ 謝金を役員等に支給しているが、源泉徴収がされていなかった。	これまで、源泉徴収を行うという意識がなかったので、今後は改めていきます。